

## 令和5年度から掛金率が変わります

経理 担当  
☎06-6941-2857

令和5年4月からの掛金率は、下表のとおりです。

(単位：千分率)


	短期掛金 (福祉事業掛金を含む)	介護掛金	厚生年金保険料	退職等 年金掛金
対標準報酬月額 及び 対標準期末手当等	48.01 <sup>注1</sup>	8.0	91.5 事業主負担分を含めた保険料 183.00の1/2	7.5

注1 後期高齢者医療制度の被保険者となる組合員は、4.07

## 産前産後休業や育児休業の期間中は申出により掛金免除が可能です

経理 担当  
☎06-6941-2857

●掛金免除には、産前産後休業・育児休業それぞれについて、共済組合への申出が必要です。

所 属	申出方法
<b>A</b> 府立学校及び 府教育庁	SSCの産前産後休暇願、育児休業承認請求画面の「 <b>■</b> 共済関係の申出」欄にある、「共済掛金等の免除を申し出ますか」の質問項目において、「はい」にチェックを入れる。  ※紙様式での免除申出書の提出は不要です。
<b>B</b> A以外の所属  ・市町村立の学校園 ・公立大学法人 など	「産前産後休業掛金免除申出書」「育児休業掛金免除申出書」を共済組合へ提出  ※免除申出書の様式は下記よりダウンロードできます。  HP <a href="#">公立学校共済組合 大阪支部</a> <b>検索</b> → 諸用紙のダウンロード → 掛金関係の様式 → 掛金免除関係 

●掛金が免除となるのは、以下のとおりです。

### 産前産後休業の場合

出産の日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間で、産前産後休業を開始した日の属する月から、終了する日の翌日の属する月の前月までの期間

※条例等により、出産の日以前42日より前から、産休が付与されている場合でも、免除期間は上記のとおりです。

### 育児休業の場合

月の末日に育児休業を取得している場合、または育児休業を開始した日と終了する日の翌日の属する月が同一で、当該月における育児休業の日数が14日以上である場合

※期末手当等においては、支給される月の末日に育児休業を取得している場合でも、育児休業の期間が1か月を超えなければ免除とはなりません。

★免除期間の具体的な事例や、予定日と出産日が異なった場合の事例及び手続きなどについては、HPをご覧ください。

HP [公立学校共済組合 大阪支部](#) **検索** → 手続きナビ → 組合員資格・年金の手続き → 掛金免除の手続き 